茨城県高等学校教育研究会教育相談部規約

（名称）

第１条　この部は，茨城県高等学校教育研究会教育相談部と称する。

（事務局）

第２条　この部は，原則として事務局を部長の勤務する学校内におく。

（目的及び事業）

第３条　この部は，高等学校及び中等教育学校並びに特別支援教育学校における学校教育機能の広まりと深まりを求めて，その研究と実践を行い，児童生徒への援助を目的とする。

第４条　前条の目的を達成するために，次の事業を行う。

　（１） 総会及び研究発表会・講演会等の開催

　　（２）　各種研修会の開催

　　（３）　部報の発行

　　 (４) 各種専門委員会（研修委員会，部報・広報委員会，調査・研究委員会）の設置

　　（５）　その他目的達成に必要な事業

（会員及び組織）

第５条　この部は，茨城県高等学校教育研究会教育相談部に登録している高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校の教職員をもって組織する。

（役員）

第６条　この部には，次の役員をおく。役員の任期は１年とし，再任は妨げない。

　　　　　部長　１名，副部長　若干名，評議員　若干名，幹事　若干名，監事　２名

　２　各通学区に評議員の代表をおく。

第７条　役員の選出は，次のとおりとする。

　（１）　部長，副部長及び監事は役員会の推薦により総会において選出する。

　　（２）　評議員は各通学区より選出する。

　　（３）　幹事は部長が委嘱する。

第８条　役員の任務は，次のとおりとする。

　　（１）　部長は，部を代表する。

　　（２）　副部長は，部長を補佐し，部長に事故あるときは，その職務を代行する。

　　（３）　評議員は，諸事項を審議する。

　　（４）　幹事は，事務を担当する。

　　（５）　監事は，会計を監査する。

第９条　この部に，顧問をおくことができる。

２　顧問は役員会で推薦し，総会で承認を受ける。

第１０条　茨城県高等学校教育研究会の理事及び代議員は，総会において選出する。

（会議）

第１１条　この部の会議は，総会及び役員会とし，部長が召集し下記の事項を審議する。

　　（１）　会則の制定及び改正

　（２）　役員の選出及び承認

　　（３）　事業計画及び予算の承認

　　（４）　事業計画及び決算の承認

　　（５）　その他部の運営に必要と認められること

２　総会は年１回開催するが，臨時の総会を開くことができる。総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。但し，委任状を以って出席に代えることができる。

　　３　役員会は，部の事業の企画・運営にあたる。

第１２条　総会における議決は出席者の過半数をもって成立する。

（会計）

第１３条　この部の経費は，茨城県高等学校教育研究会からの事業費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第１４条　この部の会計年度は，毎年４月１日をもって始まり，翌年３月３１日をもって終わる。

付　則　この規約は平成１２年５月２４日から施行する。

　　　　平成14年　4月1日　一部改正

　　　　平成25年　6月7日　一部改正